

心配される南海トラフ巨大地震に備えて 耐震診断・耐震改修をしませんか？

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階） ☎32・2120 / FAX32・7800

木造住宅耐震診断

【対象】

平成12年5月31日以前に着工し、現在居住している市内の木造住宅で、左記要件を満たすものが対象です。

◎ 在来軸組構法・伝統的

構法・枠組壁工法により建築された地上3階までの住宅（丸太工法・プレハブ工法は除く）

【受付期限】12月26日(金)まで

※土日祝日は除く

【自己負担金】

一戸建て 3千円
二戸建て以上 6千円

【募集戸数】120戸程度

（申込先着順）

【申込方法】

ご希望の方は、建物の登記簿謄本または建築確認通知書と印鑑をご持参のうえ、市住宅課までお申し込みください。なお、共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要です。

小松島市住まいの安全・安心なリフォーム支援事業 木造住宅耐震改修への助成

【対象】

市が実施する耐震診断を受け、総合評点が1.0未満と判定された木造住宅の耐震性能を向上させる耐震改修工事が対象です。（建て替え工事は該当しません）

なお、補助金の交付決定後に着手し、平成27年2月27日(金)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事が対象です。

【受付期限】11月28日(金)まで

※土日祝日は除く



【補助金額】左記の2種類の区分に応じて補助します。

① 本格耐震改修

※総合評点を1.0以上とする工事

● 耐震補助

耐震改修工事費が120万円以下の場合、対象工事費の3分の2（最大80万円）を補助します。

● 奨励補助

耐震改修工事費が120万円を超える場合やリフォームを同時に施工した場合には、耐震補助の対象工事費を超える当該工事費分の5分の1以内（最大15万円）を更に補助します。（合計最大95万円）

② 簡易耐震補強

※総合評点を0.7以上に向上させる工事

対象工事費の4分の3以内（最大60万円）を補助します。

木造住宅以外の耐震診断・耐震改修への助成

【対象】昭和56年5月31日以前に着工したもので、下記要件を満たす民間建築物が対象です。

- ① 特定建築物（病院やマンションなど）
- ② 地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ③ 市が緊急一時避難所に指定したもの

【受付期限】9月30日(火)まで（※土日祝日は除く）

